



保護者会役員による 1日保育士体験



CONTENTS

- 西桂町民生活応援券を配布します！／宅配ボックス購入費補助金のお知らせ
- 新たな防災リーダーを委嘱しました／受けていますか？浄化槽の法定検査
- 『粗大ごみの日』実施のお知らせ
- 赤十字会員・会費募集について／国勢調査員を募集します
- 農地転用についてのお知らせ
- 農振除外の申出・相談の受付
- 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ」／行政相談委員を紹介します
- みんなの健康だより～脂質異常症～
- にしばび！
- 熱中症予防をしましょう
- いつかやろうなら「今」やろう！ブラッシュアップクラス
- 第39回山梨県高齢者よい歯のコンクール／6月は食育月間
- INFORMATION
- 西桂町子育て支援 6月の予定
- 6月・7月上旬行事予定・慶弔

子育て 支援センター

ミュージック・ケア



ベビーマッサージ



児童館

ランラン教室



保育所

2歳児



0歳児



問合せ

- ・総務課(代表) ☎25-2121
- ・企画財務課 ☎25-2121
- ・出納室 ☎25-2122
- ・議会事務局 ☎25-2123
- ・福祉保健課 ☎25-4000
- ・税務住民課 ☎25-2171
- ・子育て支援課 ☎25-2172
- ・建設産業課 ☎25-2173
- ・教育委員会(さずな未来館) ☎25-2941

人口と世帯

男	1,861人(－5)
女	1,969人(－7)
合計	3,830人(－12)
世帯	1,541世帯(±0)
※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載	

ホームページ

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。

<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>





新たな防災リーダーを委嘱しました

町では、地域防災力向上を目指し、各地区に防災リーダーを委嘱しています。

4月22日(火)に委嘱式を行い、今年度新たに2名の防災リーダーに活動いただくこととなりました。現在、防災リーダーは15名となり、平成25年度の防災リーダー制度発足以来最多となりました。

引き続き町では、地域防災力の向上に努めていきます。



地域防災力を高めるために防災リーダーを随時募集しています。(任期2年間)

役場総務課までご連絡をお願いします。

問合せ 総務課 防災係 ☎25-2121

○防災リーダー一覧

地区	氏名
倉見	滝口 三雄
倉見	飯田 清
倉見	川村 文彦
倉見	内田 充生
倉見	武藤 英之
柿園	定月 達郎
柿園	渡邊 正芳
柿園	小俣 良
本町	小林 圭一
上町	白須 良治
上町	渡辺 道雄
上町	田辺 定春
上町	滝口 栄
下暮地	前田 豊光
下暮地	前田 芳朗

受けていますか？ 浄化槽の法定検査

浄化槽の管理者には、浄化槽の維持管理として法定検査、保守点検、清掃の3つが浄化槽法で義務づけられています。

県では今年度、法定検査を受検していない方を対象として個別に受検案内を郵送しています。

受検案内を受け取られた方は、検査機関である山梨県浄化槽協会に申し込みいただき、速やかに検査を受けるようお願いします。

浄化槽は適切な維持管理を行わないと、浄化機能が低下するばかりでなく、汚物・汚水が水路等へ流出することによる水質汚濁や、悪臭の原因となるなど近隣の迷惑となることがあります。

浄化槽は適切な維持管理を行うことにより、その機能が充分に発揮されます。良好な水環境の維持のため、法定検査、保守点検、清掃を実施してください。

(一社) 山梨県浄化槽協会 ☎055-225-5118
山梨県森林環境部 大気水質保全課 ☎055-223-1511

西桂町民生活応援券

を配布します！

町では、物価高騰に対する対応として、町民の皆様への生活応援および町内における消費の喚起・下支えを目的として西桂町民生活応援券を配布いたします。

令和7年4月1日時点で町の住民基本台帳に登録されている方を対象に、1人につき5千円分の西桂町民生活応援券を世帯主あてに人数分をまとめて送付いたします。

町内での買い物にご利用ください。

また、町内に店舗、事業所等を有する事業者の皆様を対象として西桂町民生活応援券の取り扱い店舗を募集します。希望者は、下記の問合せ先までご連絡下さい。

- 【配布時期】 6月上旬
- 【使用期間】 西桂町民生活応援券がお手元に届いてから8月31日(日)まで
- 【対象者】 4月1日時点で町の住民基本台帳に登録されている方
- 【配布枚数】 1人につき1冊 (商品券5,000円分)
- 【取扱店舗】 西桂町民生活応援券の配布と併せて取扱店舗一覧表を同封します
- 【問合せ】 企画財政課 企画係 ☎(25) 2121



宅配ボックス購入費補助金のお知らせ

町では、「物流の2024年問題」への対策として、宅配ボックスの普及促進による再配達削減、またそれに伴う消費者の行動変容の促進を目的として、宅配ボックスの購入にかかる費用を補助します。



【申請期間】

令和7年4月1日～令和8年3月10日

【補助金額】

宅配ボックス購入費用(税抜き)の1/2
上限1万円(1世帯につき1個、1回限り)

【補助対象となる宅配ボックス】

- 令和7年4月1日以降に購入したもの
- 鍵またはダイヤル錠等による盗難防止機能を備えたもの
- 宅配物の受け取りを目的とした仕様のもの

【申請方法】

所定の申請書に次に掲げる必要書類を添えて、総務課まで提出してください。

※申請書はホームページからダウンロードしていただくか、総務課まで直接取りに来てください。

ー必要書類ー

- 宅配ボックス購入時の領収書
- 購入した宅配ボックスの仕様がわかる書類
- 宅配ボックスの設置状況がわかる写真

【問合せ】 総務課 総務係 ☎25-2121

【問合せ】
福祉保健課 福祉係
☎(25) 4000

- 【日赤奉仕団事業活動】
- ・ 救護体制の充実
 - ・ 国際救援活動の充実
 - ・ 救急法等の講習
 - ・ 赤十字ボランティアの活動充実
 - ・ 青少年赤十字の育成
 - ・ 看護師養成
 - ・ 医療事業
 - ・ 血液事業
 - ・ 会員増強と広報活動の推進

【募集期間】
6月1日～6月30日

日本赤十字活動につきまして、格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
さて、本年度も赤十字会員・会費の募集を実施いたします。
つきましては、各地区により会費の募集がありますので、例年にも増して尚一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

赤十字会員・ 会費募集について

『粗大ごみの日』実施のお知らせ

粗大ごみの日に「粗大ごみ収集」及び「小型家電等回収」を次のとおり実施します。注意事項等を守って搬入をお願いします。

	場 所	日 時
粗大ごみ収集	下暮地尾尻町有地 (下暮地 245-1)	6月8日(日) 午前9時～正午・午後1時～午後3時
小型家電等回収	三つ峠駅前駐車場	※悪天候等により実施できない場合は6月15日(日)に順延します。

※実施中に悪天候等により終了時間を繰り上げる場合があります。

※小型家電等回収はジット株式会社と西桂町との有価物回収事業協定により実施する事業です。

粗大ごみ収集注意事項

- 持ち込める方は西桂町民に限ります。
- 路上駐車による粗大ごみの搬入はできません。
- 収集できないものがあります。

- ・ 家電リサイクル法の対象4品目
(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- ・ フロン含有物(除湿器等)
- ・ スプリング入りマットレス
- ・ 家庭以外からのごみ

※収集不能ごみはお持ち帰りしていただきます。
※収集用コンテナの容量に限りがあるため、大量のごみを出す場合は直接、富士吉田市環境美化センターに持ち込んでください。持ち込む際は役場で搬入許可証の交付を受ける必要があります。(搬入許可証の申請及び交付は平日のみ)



小型家電等回収案内

- ジット株式会社が、皆さんの持ち込んだ不用品を現金にて買い取ります。不用品を渡す際、身分が証明できるもの(免許証等)のご提示をお願いします。
- 家電リサイクル法の対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は回収しません。
- 未成年者による持ち込みはできません。

回収品目一覧



一覧に掲載の無い物でも回収可能な場合があります。現地でお尋ねください。

町ではごみの減量化に取り組んでいます。粗大ごみとして出された物は、ごみとして処理されますが、小型家電等の回収により引き取られた場合はごみにはなりません。

小型家電等を粗大ごみとして出す前に小型家電等回収会場にお立ち寄りいただき、小型家電等として回収が困難なごみを粗大ごみ収集会場にお持ちいただくよう、ご協力をお願いいたします。

『捨てればごみ。分ければ資源。』

粗大ごみの日は3の倍数月の第2日曜日に実施しています。

問合せ 税務住民課 環境係 ☎25-2171

国勢調査員を募集します



令和7年10月1日を基準日に国勢調査が実施されます。
国勢調査は、日本に住む全ての人を対象とする国の重要な調査です。
町では、調査に従事していただける調査員を募集します。

主な業務内容

- ・ 調査員説明会への出席
- ・ 調査範囲の確認
- ・ 世帯訪問、調査書類の配布
- ・ 調査票の回収
- ・ 調査書類の確認、提出

決められた期間内に決められた仕事を行えばいいので、自由な時間を使って従事することができます。

報酬 1調査区担当：約4万円

2調査区担当：約9万円

- ・ 1調査区あたり50世帯前後です。
- ・ 任命期間中は非常勤の公務員となりますが、兼業が可能です。また、公務災害補償が適応されます。

募集要件

- ・ 原則20歳以上で、責任を持って活動ができる健康な方
※18歳以上の学生も応募可能です。(高校生不可)
- ・ 西桂町内で調査が行える方
- ・ 調査上知り得た秘密を保護できる方
- ・ 暴力団員でない方及び暴力団員と密接な関係を有しない方

従事期間 9月上旬から10月下旬(予定)

募集期間 6月30日まで

問合せ 企画財政課 商工観光係
☎25-2121

農振除外の申出・相談の受付

西桂町では、農業振興地域内の農用地で、緊急性が高く具体的な事業計画のある人の案件について申出・相談の受付を行います。

個人が、農振除外を希望する場合は、町に「農用地区域除外申出書」を提出していただきますが、その内容が農振法に定める「周辺農用地に支障を及ぼさない」など下記の除外要件を全て満たすことが必要です。

なお、全ての申出に対し必ずしも除外になるとは限りませんのでご了承ください。農用地の選定は慎重をお願いします。

除外要件

次に掲げる ①から⑤までの要件全てに該当する場合に、農振除外を検討します。

①農用地区域外に代替できる土地がないこと。

除外（転用）したい理由が自己所有の土地であることや安価である等の理由は考慮されません。当該農地の場所でなければ目的が達成できない理由が必要。

②農地集団化、作業の効率化等、土地の農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと。

その土地を農振農用地から除外（転用）することで農地の集団化を阻害し、あるいは近隣農地の耕作者へ影響があると認められる場合は除外できません。

③認定農業者等の担い手の農地の集積を阻害する恐れがないこと。

将来を含め農業経営規模の拡大や合理的農業経営を図る方等の農地の集積を阻害するようなものではないこと。

④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。

目的である建築物等が農業用水路等の設備に影響を及ぼさないこと。

⑤土地改良事業等の実施地区の場合は、事業実施後8年を経過している土地であること。

圃場整備等の事業から8年以上を経過していること。
※農用地とは、耕作を目的とする農地や採草地、放牧地のことです。

農振除外の受付

【受付期間】

6月2日（月）～
6月30日（月）

【提出先】

建設産業課 農政担当

【除外申出関係書類】

除外申出書
事業計画書
土地の選定理由書
配置図
除外地の登記簿謄本（原本）
除外地の法務局公図（原本）
その他上記記載内容を補足する資料

【問合せ】

建設産業課 農林係
☎25-2173

農地転用についてのお知らせ

農地転用には許可が必要です！

将来にわたって農地を確保し効率的な営農を図るため、農地法の規制を受けていますので、農地転用に当たっては県知事等の許可が必要です。

①農地とは

「耕作の目的に供される土地」をいいます。現に耕作されている土地はもちろん、耕作されていなくても、耕作しようとするばいつでも耕作が可能となる土地（休耕地、不耕作地等）も含まれます。

②農地転用とは

農地を宅地、資材置場、駐車場等の農地以外の土地にすることをいいます。

農地転用を行う場合には、役場農業委員会事務局に申請書を提出してください。

③農地法第4条申請

農地所有者自らが農地を転用する場合、農地所有者が申請してください。

④農地法第5条申請

農地転用を目的に、農地の売買や貸借の権利移動をする場合、農地所有者と転用事業者が連名して申請してください。

⑤注意事項

他法令の許可や協議を要する事が多く、転用計画がある場合はあらかじめ農業委員会事務局（建設産業課内）にご相談ください。

⑥申請の締め切り

毎月15日（15日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、許可申請書に添付書類を添えて2部（1部は複写可）農業委員会事務局まで提出してください。

順調に審査が行われますと、翌月中旬に知事等の許可書が申請者に届けられます。

無許可で転用したら・・・

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになります。

①違反した場合

農業委員会や県の行政機関の行政指導を受けることになります。主な指導として、農地転用許可申請を行っていただき、許可の追認を受けることになります。

指導に従わない場合、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。

また、悪質な違反転用を行った場合は3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

②農地状況調査

農業委員会では、年に1度、農地台帳に基づき農地の作付け状況調査を実施しております。

農地転用後、農業委員会に対し工事完了報告または転用確認証明申請を行っていない場合、転用許可農地であっても農地台帳から除外されていません。

作付け状況調査の際、転用されている農地があった場合には、農地所有者に対し県知事等の許可書の確認をさせていただくこともあります。

【問合せ】 西桂町農業委員会事務局（建設産業課内） ☎25-2173

みんなの健康だより

今月のテーマ

生活習慣病について 知ろう！

～脂質異常症～

問合せ

福祉保健課 保健係 ☎25-4000

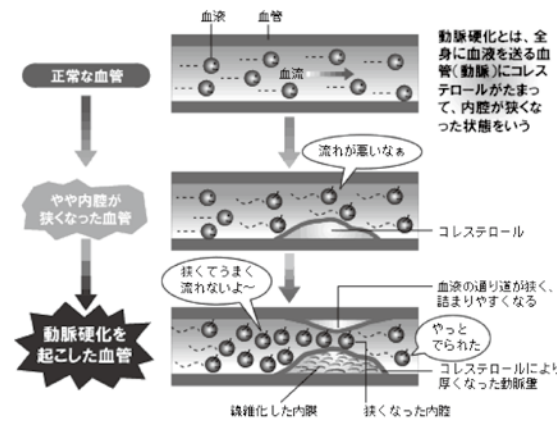
先月より、生活習慣病について紹介しています。今月は、脂質異常症についてです。

脂質異常症とは、血液中にふくまれるコレステロールや中性脂肪などの脂質が、一定の基準よりも多い状態のことをいいます。以前は、高脂血症ともいわれていました。一般的には「**血液がドロドロの状態**」と表現されます。脂質異常症にはどのような危険があるのでしょうか？

① 動脈硬化の原因の一つ

血液中に余分な脂質が多くなると動脈硬化を起こしやすくなり、心筋梗塞や脳卒中などのリスクが高まります。血管に強い圧力がかかっている高血圧の人が脂質異常症をとまうと、血管壁が傷つきやすいため、動脈硬化がさらに進行するリスクがあります。

脂質異常症には自覚症状がほとんどないため、気づくのが遅れ、ある日突然心筋梗塞や脳梗塞・脳出血などの大きな病気を発症してしまうという人も少なくありません。また、コレステロールが胆汁に多く含まれるようになると、胆石が生成され、胆石発作が起こることもあります。



動脈硬化とは、全身に血液を送る血管(動脈)にコレステロールがたまって、内腔が狭くなった状態をいう

血液の通り道が狭く、詰まりやすくなる
コレステロールにより厚くなった動脈壁

② こんな人は脂質異常症に要注意！

次の項目で該当するものが多い人は、脂質異常症への注意が必要です。

- ☑ 肉類や揚げ物などが好きでよく食べる
- ☑ 魚卵（イクラ、タラコなど）が好きでよく食べる
- ☑ お腹いっぱいになるまで食べる
- ☑ 間食で甘いものをよく食べる
- ☑ 青魚（サバ、イワシ、サンマなど）はあまり好きでない
- ☑ 運動はあまりしていない
- ☑ 肥満気味だ
- ☑ タバコを吸う（1日10本以上）
- ☑ 高血圧あるいは糖尿病がある
- ☑ 親や兄弟・姉妹に心筋梗塞や脳卒中になった人がいる

③ 改善すべき5つの生活習慣

- ①禁煙…禁煙は必須！受動喫煙にも気をつけましょう。
- ②体重管理…BMI※が25未満であれば、適正体重を維持する。BMIが25以上であれば摂取エネルギーを消費エネルギーよりも少なくし、体重減少を目指す。
- ③身体活動・運動…有酸素運動を習慣的に行う（毎日合計30分以上を目標に）座ったり横になったりする時間を減らし、活動的な生活を送る。
- ④飲酒…アルコール量は1日25g以下にする。週に1度は休肝日を設けましょう。
- ⑤食事管理…食べすぎに注意。肉の脂身、加工肉、鶏卵をとりすぎない。魚や野菜、海藻、豆類の摂取量を増やしましょう。塩分は1日6g未満を目標に！

脂質異常症は食生活が直接的な原因となりやすいので、毎日の生活に気をつけることが大切です。また、運動不足・肥満・喫煙なども脂質異常症の要因として指摘されています。バランスのよい食事を心がけること以外にも、生活習慣には注意が必要です。

④ 遺伝と脂質異常症

脂質異常症の原因の中に、少数ですが「家族性高コレステロール血症」といって、遺伝的要因によるものがあります。この場合には動脈硬化への進行が早いので、食事などによる自己管理だけでなく、病院を受診し、医師による治療や指導が必要となります。

家族など近親者に脂質異常症の人が多い場合には、早めに受診することが大切です。

参考文献：脂之道 .com(<https://www.mochida.co.jp/aburanomichi/>)

薬物乱用は

『ダメ。ゼッタイ。』

薬物乱用とは、「たった一度」でも決められたルールを守らないで、薬物を使用することです。医薬品についても、「病気や傷の治療に使う」といった本来の目的以外に使えば、薬物乱用です。

「たった一度」の薬物乱用でも脳や体は破壊され、薬物を手に入れるために窃盗や強盗などの犯罪が誘発され、自分や周囲の大切な人の人生を壊してしまいます。

国及び県では、6月20日から7月19日までの一か月間「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を行います。

この機会に薬物乱用の恐ろしさを正しく理解するとともに、身近な人の薬物乱用に気付いたときには、勇気をもって保健所へご相談ください。

相談先

富士・東部保健所 衛生課
☎05555 (24) 90333



行政相談委員を紹介します

総務大臣の委嘱により、令和7年4月1日より郷田義弘さんが町の新しい行政相談委員に就任されました。

また、3月末の任期満了により退任された川村文彦さんに5月1日役場において山梨行政監視相談センター所長より感謝状が贈られました。川村さんは住民と行政のパイプ役として、2期4年にわたり行政相談委員を務められました。これまでのご功績に深く感謝し、今後益々のご活躍を期待いたします。

「行政相談委員」とは…総務大臣が委嘱した民間のボランティアの方で、行政相談の受付、関係行政機関へのあっせん等を行います。

「行政相談」とは…国や県などの仕事に対する苦情や要望を受け付けて、関係行政機関と相談者との間に立って、解決の促進を図るものです。

毎月第3水曜日に定例行政相談所を開設しています。
各月の時間・場所は広報にしかつらの行事予定表のページでお確かめください。

問合せ 総務課 総務係 ☎25-2121

新しくスタート！ 西桂 de 健幸 にしはび！

旅行券30,000円分が当たる！

【対象者】 町内在住の20歳以上の方全員

- 健康に関する行動(健診受診・教室参加等)に対してポイントが獲得でき、200ポイント以上貯めると必ず達成賞がもらえます！
さらに！！

達成した方の中から、抽選で特別特典が当たります！

200P達成賞

商工会商品券500円分

特別特典



1等 JTB旅行券30,000円分(1本)

クオカード 5,000円分(3本)

クオカード 3,000円分(10本)

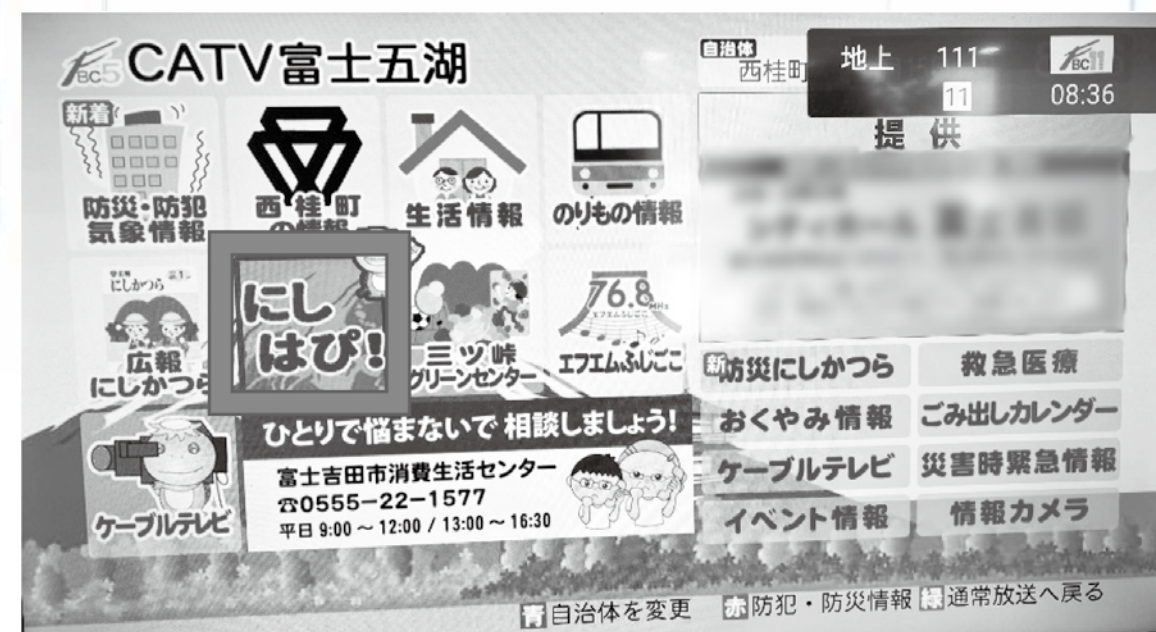
成果型特典

クオカード 3,000円分

にしはび！の詳細につきましては、
CATV 富士五湖もしくは
HP（ホームページ）をご確認ください。

☑ CATV 富士五湖

データ放送の「にしはび！」を選択 対象事業やポイントを確認できます。



☑ ホームページはこちら！



☑ にしはび！参加方法

福祉保健課窓口もしくは対象事業参加時にお申し出ください。
ポイントカードをお渡しします。



ご不明点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください

福祉保健課 保健係 ☎ 25-4000

いつかやろうなら

“今” やろう！

にしはぴ！対象

Brush up

ブラッシュ アップ

Class

クラス

in 西桂町役場

参加費 無料

7/5・12[±]

10時～11時30分

【会場】

いきいき健康福祉センター

7/5【10日】

- 自宅で出来る運動講座
- 腹困って？メタボって？
～健診結果から自分を見つめる～

【持ち物】

- 健診結果
- 動きやすい服装
- 筆記用具
- 水分補給の飲み物
- 1日の生活リズム表

申込み方法

- 6月20日(金)までにお電話ください

7/12【20日】

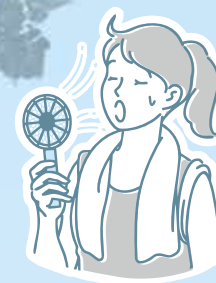
- 低カロリーでも満腹！満足！
～初心者にもかんたん料理～

【持ち物】

- エプロン
- 筆記用具
- 三角巾

福祉保健課 保健係 ☎ 25-4000

熱中症予防 をしましょう



熱中症は気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。熱中症になると、めまいや立ちくらみ、頭痛、吐き気などの症状が現れ、重症になると意識消失、けいれんなどを起こします。

特に、小さな子どもや高齢者などは熱中症になりやすく、屋外だけでなく屋内でも熱中症になる事も多いです。また、湿度が高い場合や日射が強い場合、体調不良の際には熱中症になるリスクが高くなります。しっかりと対策を行ないましょう。

☑ 熱中症予防のために

① 暑さをさける

屋外では日陰を歩いたり、傘・帽子を使用しましょう。
屋内でも扇風機やエアコンを適切に使いましょう。

② 服装を工夫する

汗を吸収してくれる吸水性に優れた素材の衣服を着用しましょう。

③ こまめに水分・塩分補給をする

外出時だけでなく、室内においてもこまめに水分・塩分補給をしましょう。

④ 暑さに備えた体づくりをする

日頃からウォーキングなどで汗をかく習慣を身につけておくことで熱中症にもなりにくくなります。
無理をせず徐々に身体を暑さに慣らしましょう。

☑ 停電時などでエアコンが使えない場合に

- ・ 日光を遮り、風通しをよくしましょう
- ・ 濡れタオル等を肌にあて、うちわであおぎましょう
- ・ できる限り、冷房設備が稼働している場所へ避難しましょう
- ・ 停電時の断水に備え、飲み水は備蓄しましょう
- ・ 電力ひっ迫時には、浴槽やバケツに水を貯めておきましょう

無料です！

☑ クーリングシェルターを開放します

西桂町では、熱中症対策として6月1日から9月30日までの期間中、役場庁舎内の一部をクーリングシェルター[※]として開放します。期間中は毎日、避暑のための滞在場所として誰でも無料で利用することができます。暑さが見込まれるときや、外出途中で危険な暑さに見舞われた場合などは、適宜クーリングシェルターをご利用ください。

[※]クーリングシェルターとは、熱中症特別警戒アラートが発令された際に、熱中症による健康被害を防ぐ目的で開放する一時的な避難施設のことを指します。

☑ クーリングシェルター 一覧

名称	開放日	開放時間	受入可能人数
町役場庁舎1階 にぎわいひろば	全日	午前9時～午後5時	20人
町役場庁舎2階 交流 ラウンジ	全日	午前9時～午後5時	12人

[※]「にぎわいひろば」は、施設貸出時は利用不可となります。

[※]水分補給は可能ですが、飲み物のご用意は各自でお願いします。

[※]ワーキングスペースとしての長時間の利用や、他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。

指定暑熱避難施設
クーリングシェルター
COOLING SHELTER



「熱中症警戒アラートメール配信・LINE 配信サービスのご案内」

環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートを、令和7年4月23日(水)から10月22日(水)まで「すぐメール Plus +」またはスマートフォンアプリ「LINE」により個人向けに配信するサービスのご案内です。利用を希望される方は、「環境省熱中症予防情報サイト」からアクセスしていただき、お申込みいただくようお願いいたします。



【環境省熱中症
予防情報サイト】



【環境省 LINE】

【問合せ】 福祉保健課 保健係 ☎ 25-4000

フードドライブを実施します！

ご家庭等で余っている食料品や日用品の寄付にご協力ください！

期 間 5月28日（水）～7月3日（木）※土日祝日はお休みです

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

場 所 ①いきいき健康福祉センター内 ②西桂町役場内 ③きずな未来館内

ご家庭等で余っている食品を「フードバンク」や「フードサポート」を通じて、食料品などを必要としている方々に寄付する取り組み「フードドライブ」を実施します。

家庭・企業 ⇒ 西桂町社会福祉協議会 ⇒ フードサポート ⇒ 支援が必要な方、福祉団体等

●受付できるもの

- ・賞味期限が2か月以上先のもの
- ・常温保存ができるもの
- ・未開封のもの・破損等で中身が出ていないもの
- ・生鮮食品（生肉、魚介類、生野菜）ではないもの
- ・子供服は中学生ぐらいまでのもので、クリーニングに出してあるもの（制服可）

※酒類は受付できません（ノンアル不可、料理酒は可）

※お米は、昨年よりも前に収穫したものは受付できません

注意：以上の条件すべてを満たすものをご持参ください。物の状態によっては受付できない場合があります。

●受付例

- ・お米
- ・缶詰
- ・乾物
- ・飲料
- ・調味料
- ・レトルト食品
- ・インスタント食品
- ・日用品（ティッシュ等）
- ・子供服

など



問合せ 西桂町社会福祉協議会 ☎25-3333（いきいき健康福祉センター内）

令和7年度 ミニ手話講習会参加者募集

開催日 7月3日、10日、17日、24日、31日、
8月7日、21日、28日 の計8日間

時 間 午後7時30分～9時

場 所 いきいき健康福祉センター2階

内 容 様々なシーンにおける手話表現を学びます
（初心者大歓迎）

定 員 15名程度

参加費 無料

申込期限 6月30日（月）

申込先 西桂町社会福祉協議会 ☎25-3333

あなたが書いた遺言書を法務局が守ります

ご自身で作成した遺言書を法務局に預けることができる「自筆証書遺言書保管制度」をご存じですか。

法務局で大切に保管することで、遺言書の紛失や第三者による改ざんなどを防止することができるほか、相続開始後の家庭裁判所の検認手続が不要となります。

大切な財産やあなたの思いをご家族へ確実に託す方法の一つとして、ぜひ本制度をご活用ください。

なお、保管手続には予約が必要です。予約方法や手続の詳細は、甲府地方法務局ホームページをご覧ください。

●甲府地方法務局ホームページ（遺言書保管）

https://houmukyoku.moj.go.jp/kofu/page000001_00135.html

●問合せ先 甲府地方法務局供託課（遺言書保管） ☎055（252）7151（代）

甲府地方法務局鰺沢支局（総務係） ☎0556（22）0148

甲府地方法務局大月支局（総務係） ☎0554（22）0799



遺言書ほかんガルー



第39回 山梨県高齢者よい歯のコンクール

75歳以上でよい歯の方

① 応募資格

- ①山梨県内にお住まいの方
- ②2025（令和7）年3月31日現在で75歳以上になっている方
（1950（昭和25）年3月31日以前に生まれた方）
- ③健康な歯がおおむね28本程度ある方（治療してあってもかまいません）
- ④部門「75～79歳」・「80～84歳」・「85歳以上」の3部門
※ご夫婦での入賞の場合には、「夫婦特別表彰」を授与いたします。
- ⑤各部門で1度のみの受賞とさせていただきます。

② 応募期限

6月1日（日）～6月30日（月）

③ 応募方法

郵便はがきに必要事項①～⑧を必ず記入し、下記送付先までお送りください。（①郵便番号②住所③氏名（ふりがな）④電話番号⑤生年月日⑥年齢⑦最終職歴⑧かかりつけ歯科医院名）はがき到着後、歯科医師会から郵送にてご連絡いたします。

＜送付先＞

〒400-0015

甲府市大手1-4-1 山梨県歯科医師会館内

第39回山梨県高齢者よい歯のコンクール係まで

④ 審査方法

- ①応募者（郵便はがき）→山梨県歯科医師会→かかりつけ歯科医院で健診
- ②第1次審査（書類審査）：令和7年7月29日（火）

⑤ 表彰

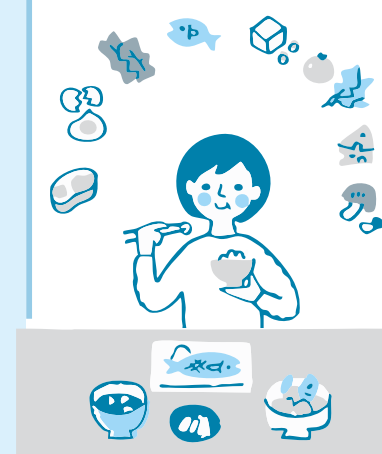
今秋開催の「第42回山梨県民歯科保健のつどい」において、表彰および記念品の贈呈を行います。（入賞者は事前に通知いたします。）

※新興感染症等の感染状況によっては、表彰式を中止する場合がございます。その際には、賞状・記念品等を個別に送付致します。

⑥ 問合せ

詳しくは、山梨県歯科医師会（☎055-252-6481）または、かかりつけ歯科医院にお尋ねください。

6月は食育月間



食育とは、私たちが生涯にわたって健康であるために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育てることです。

食育を推進するため、毎年6月を「食育月間」と定めています。今日をきっかけに家族で食卓を囲み、食について考えましょう！

① 誰かと一緒に食べていますか？

近年、家族がそろって食事をする「共食」の機会が減り、食生活も多様化しています。一人で食事をする「孤食」や、同じ食卓に集まっても、家族がそれぞれ別々のものを食べる「個食」ばかりになっていませんか？

家族以外の友人、
親戚、職場の人、
地域の人などと一緒に
食べることも
良いことがあります。

② 一緒に食べると良いことたくさん！

- ◆コミュニケーションが取れ、絆が深まる
- ◆規則正しい食生活に繋がる
- ◆食事のマナーを身につけることができる
- ◆好きなものだけでなく、色々な食材を食べることで、バランスのよい食事になる
- ◆楽しく食べることで、よりおいしく感じるができる

慶
弔

おくやみ（死亡）

親族

柿園 小田桐 正造
上町 荒井 悦子

陽子
一成

4月届出

〔 6月の納税等 〕

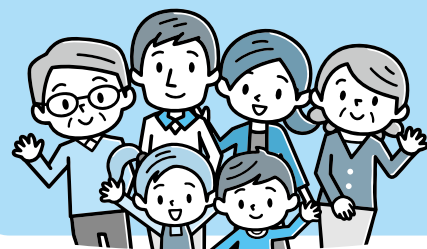
町県民税

1 期

6月・7月上旬行事予定表

6月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7
		子育てセミナー「むし歯予防セミナー」 10:00～11:30 いきいき 特設人権相談所 10:00～12:00 13:00～15:00 きすな	元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき	転倒予防教室 10:00～11:30 いきいき	元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき		支援センター開放日 10:00～15:00 きすな
	8	9	10	11	12	13	14
	粗大ごみの日 下暮地尾尻町有地 小型家電の収集 三つ峠駅前駐車場		母子相談・母子手帳交付 9:00～12:00 役場 元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき 在宅医療・介護なんでも相談 13:00～16:00 役場	転倒予防教室 10:00～11:30 いきいき	ふれあい健康相談 10:00～11:30 役場 元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき ベビーマッサージ 10:30～11:30 きすな		ランラン教室 9:30～11:30 13:00～15:00 きすな 中学校図書館一般開放日 10:00～12:00 13:00～15:00
	15	16	17	18	19	20	21
			元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき 赤ちゃん広場 10:30～11:30 きすな	転倒予防教室 10:00～11:30 いきいき 定例行政相談 13:30～15:00 きすな	元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき 子宮頸がんバス健診（要予約） 13:30～14:30 きすな 5歳児健康相談 15:30～ いきいき		児童館こどもまつり 9:30～12:00 きすな 何でも相談所 13:30～15:00 役場
	22	23	24	25	26	27	28
			母子相談・母子手帳交付 9:00～12:00 役場 元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき ママのためのヨガ教室 10:30～11:30 きすな	転倒予防教室 10:00～11:30 いきいき 乳児健診 13:15～ いきいき	元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき		ランラン教室 9:30～11:30 13:00～15:00 きすな 支援センター開放日 10:00～15:00 きすな 中学校図書館一般開放日 10:00～12:00 13:00～15:00
	29	30	7月 1	2	3	4	5
		リトミック遊び&よみきかせ会 10:30～11:30 きすな	元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき	転倒予防教室 10:00～11:30 いきいき 6、7月誕生会 10:30～11:30 きすな	元気はつらつ運動教室 10:00～11:30 いきいき		ブラッシュアップクラス 10:00～11:30 いきいき

きすな きすな未来館 いきいき いきいき健康保健センター 役場 西桂町役場庁舎



西桂町 子育て支援

連絡先（子育て支援室） ☎0555-28-4755
☎070-4464-2424

6月
の予定

★要事前申込み 📅日時 📍場所 👤対象 👤講師 💰参加費 📎持ち物 👤定員 📋内容

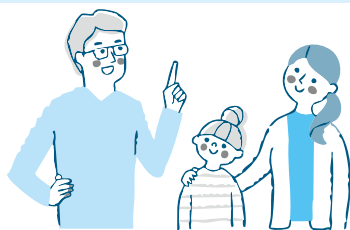
西桂町子育て支援事業

ベビーマッサージ

📅 6月12日（木） 午前10:30～11:30
📍 きすな未来館
👤 小野田豊美先生
👤 生後2か月～1歳までの乳児親子（1歳を過ぎたお子さんも可）
💰 100円/1回
📎 バスタオル・水分補給用飲み物等

★ママのためのヨガ教室

📅 6月24日（火） 午前10:30～11:30
📍 きすな未来館
👤 藤森敦子先生
👤 乳幼児親子 ※託児あります
💰 100円/1回
📎 ヨガマットまたはバスタオル、水分補給用飲み物
※事前申込みをお願いします。



赤ちゃん広場

📅 6月17日（火） 午前10:30～11:30
📍 きすな未来館
👤 生後2か月～1歳2か月までのお子さんと保護者
📋 管理栄養士による乳児期の栄養についての話

西桂町子育て支援センター

リトミック遊び&よみきかせ会

📅 6月30日（月） 午前10:30～11:30
📍 きすな未来館
📋 絵本を題材にしたリトミック遊びを親子で楽しみましょう。

児童館

ランラン教室

📅 6月14日・28日（土）・7月12日・26日（土）
※午前9時30分～11時30分・午後1時～3時
📍 きすな未来館
📋 教員OB、都留文科大学の学生が、宿題・予習復習などの勉強のお手伝いをします。学校での進度がわかるので『教科書』をお持ち下さい。
楽しいプリントもあります。
📎 教科書・筆記用具

こどもまつり

📅 6月21日（土） 午前9:30～12:00
[受付 午前9:30～10:30]
📍 きすな未来館
👤 小学生・保育所・幼稚園児、乳幼児親子
📋 手織り体験、キャンドル作り、ヨーヨー釣り、ストラックアウト、フランクフルト等
詳細は子育て支援だより6月号をみて下さい。